

●香川県告示第402号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成21年8月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第6号
- 2 指 定 年 月 日 平成21年8月4日
- 3 指定道路の位置 丸亀市津森町字高丸1192番1及び1192番18
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル及び6.00メートル
延長 29.87メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。